

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成22年度 第3四半期 会計期間末	平成21年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,450,259	3,421,267
基金等	650,678	537,585
価格変動準備金	190,807	184,980
危険準備金	473,464	473,464
一般貸倒引当金	2,233	2,511
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	809,088	954,505
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	242,563	246,491
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	812,090	810,401
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	169,333	111,327
リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	566,517	576,205
保険リスク相当額 R1	126,145	127,966
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	49,021	50,544
予定利率リスク相当額 R2	66,929	68,324
資産運用リスク相当額 R3	450,450	458,245
経営管理リスク相当額 R4	13,983	14,227
最低保証リスク相当額 R7	6,651	6,301
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,218.0%	1,187.5%

- (注) 1. 平成21年度末については、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(全期チルメル式責任準備金相当額超過額は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。平成22年度第3四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。